

「九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会ウェブサイト改修事業に係る業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会ウェブサイト改修事業に係る業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、令和7年度 九都県市大気保全専門部会プロポーザル実施取扱要綱に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、募集要項、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施体制
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績
 - (2) 実施体制の確実性・実現性
 - (3) 提案内容の的確性・独創性
- 2 提案書の内容、業務実績などを総合的に判断し、当該業務に最も適した者を特定する。
- 3 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の集計及び報告
- 2 委員に委員長を置き、次のとおりとする。
- 委員長 横浜市みどり環境局環境管理課長
- 委員 九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会員
- 3 評価委員会は、書面をもって開催したものとすることができる。
- 4 委員長は、評価結果を九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会(以下、「専門部会」という。)に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 専門部会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、専門部会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和7年4月18日から施行する。